

## 利用料一覧表（30日分）従来型個室

第1段階（生活保護受給者または利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 300 円×30 日 9,000 円				
②居住費	日額 320 円×30 日 9,600 円				
③一割負担金	15,000 円				
①+②+③ 合計	33,600 円				

第2段階（住民税世帯非課税で、合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方または老齢福祉年金の受給者）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 390 円×30 日 11,700 円				
②居住費	日額 420 円×30 日 12,600 円				
③一割負担金	15,000 円				
①+②+③ 合計	39,300 円				

第3段階（住民税世帯非課税）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 650 円×30 日 19,500 円				
②居住費	日額 820 円×30 日 24,600 円				
③一割負担金	19,163 円	21,228 円	23,323 円	24,600 円	
①+②+③ 合計	63,263 円	65,328 円	67,423 円	68,700 円	

第4段階（一般）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,150 円×30 日 34,500 円				
③一割負担金	19,163 円	21,228 円	23,323 円	25,387 円	27,390 円
④二割負担金	37,200 円				
①+②+③ 合計	95,063 円	97,128 円	99,223 円	101,287 円	103,290 円
①+②+④ 合計	113,100 円				

第5段階（現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,150 円×30 日 34,500 円				
③一割負担金	19,163 円	21,228 円	23,323 円	25,387 円	27,390 円
④二割負担金	38,327 円	42,456 円	44,400 円		
①+②+③ 合計	95,063 円	97,128 円	99,223 円	101,287 円	103,290 円
①+②+④ 合計	113,981 円	118,109 円	120,300 円		

※ 栄養ケアマネジメント加算・個別機能訓練（体制）加算・日常生活継続支援加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅰ）ロ・看護体制加算（Ⅱ）ロ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算を含む。

※ 預り金管理サービス費について別途700円/月必要です。

平成29年11月 1日改定

## 利用料一覧表（30日分）従来型多床室

第1段階（生活保護受給者または利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 300 円×30 日				9,000 円
②居住費	0 円				
③一割負担金	15,000 円				
①+②+③ 合計	24,000 円				

第2段階（住民税世帯非課税で、合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方または高齢福祉年金の受給者）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 390 円×30 日				11,700 円
②居住費	日額 370 円×30 日				11,100 円
③一割負担金	15,000 円				
①+②+③ 合計	37,800 円				

第3段階（住民税世帯非課税）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 650 円×30 日				19,500 円
②居住費	日額 370 円×30 日				11,100 円
③一割負担金	19,163 円	21,228 円	23,323 円	24,600 円	
①+②+③ 合計	49,763 円	51,828 円	53,923 円	55,200 円	

第4段階（一般）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日				41,400 円
②居住費	日額 1,070 円×30 日				32,100 円
③一割負担金	19,163 円	21,228 円	23,323 円	25,387 円	27,390 円
④二割負担金	37,200 円				
①+②+③ 合計	92,663 円	94,728 円	96,823 円	98,887 円	100,890 円
①+②+④ 合計	110,700 円				

第5段階（現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日				41,400 円
②居住費	日額 1,070 円×30 日				32,100 円
③一割負担金	19,163 円	21,228 円	23,323 円	25,387 円	27,390 円
④二割負担金	38,327 円	42,456 円	44,400 円		
①+②+③ 合計	92,663 円	94,728 円	96,823 円	98,887 円	100,890 円
①+②+④ 合計	111,827 円	115,956 円	117,900 円		

※ 栄養ケアマネジメント加算・個別機能訓練（体制）加算・日常生活継続支援加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅰ）  
 ロ・看護体制加算（Ⅱ）ロ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算を含む。

※ 預り金管理サービス費について別途700円/月必要です。

平成29年11月 1日改定

## 利用料一覧表（30日分）ユニット型個室

第1段階（生活保護受給者または利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 300 円×30 日 9,000 円				
②居住費	日額 820 円×30 日 24,600 円				
③一割負担金	15,000 円				
①+②+③ 合計	48,600 円				

第2段階（住民税世帯非課税で、合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方または老齢福祉年金の受給者）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 390 円×30 日 11,700 円				
②居住費	日額 820 円×30 日 24,600 円				
③一割負担金	15,000 円				
①+②+③ 合計	51,300 円				

第3段階（住民税世帯非課税）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 650 円×30 日 19,500 円				
②居住費	日額 1,310 円×30 日 39,300 円				
③一割負担金	24,600 円				
①+②+③ 合計	83,400 円				

第4段階（一般）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,970 円×30 日 59,100 円				
③一割負担金	26,219 円	28,160 円	30,255 円	32,196 円	34,106 円
④二割負担金	37,200 円				
①+②+③ 合計	126,719 円	128,660 円	130,755 円	132,696 円	134,606 円
①+②+④ 合計	137,700 円				

第5段階（現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,970 円×30 日 59,100 円				
③一割負担金	26,219 円	28,160 円	30,255 円	32,196 円	34,106 円
④二割負担金	44,000 円				
①+②+③ 合計	126,719 円	128,660 円	130,755 円	132,696 円	134,606 円
①+②+④ 合計	144,500 円				

※ 栄養ケアマネジメント加算・個別機能訓練（体制）加算・日常生活継続支援加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅰ）  
 ロ・看護体制加算（Ⅱ）ロ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算を含む。

※ 預り金管理サービス費について別途700円/月必要です。

平成29年11月 1日改定

## 負担限度額認定について (料金表①・②)

介護保険施設に入所（滞在）すると、介護サービス費用の利用者負担分を支払う他に居住費（滞在費）・食費を支払うことになります。居住費（滞在費）・食費の具体的水準については、利用者と施設との契約によることが原則になりますが、所得の低い人について、負担の上限額（負担限度額）が定められ、一般の人に比べると負担が軽減されます。

## 負担割合について (料金表③・④)

一定以上の所得ある人は介護保険サービスの利用者負担の割合が2割になります。

介護保険負担割合証は介護認定をお持ちの方に交付されます。介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」の欄に記載されている「1割」または「2割」があなたの利用者負担割合になります。介護保険のサービスを受ける時にサービス事業者に介護保険負担割合証を提示することでサービス事業者は利用者の負担割合を確認します。負担割合は個人ごとに決まりますので、同じ世帯に2人以上の介護保険利用者がいた場合、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

負担割合	
一定以上所得者の人	2割負担（料金表④）
一定以上所得者以外の人	1割負担（料金表③）

一定以上所得者とは下記2点両方にあてはまる人のことです。

- 本人の合計所得金額が160万円以上
- 同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※合計所得金額とは収入から、公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で基礎控除（38万円）・人的控除などの控除をする前の所得金額のことです。

### 適用期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

所得などによって利用者負担の割合が変わるため、介護保険負担割合証は毎年発行されます。適用期間の過ぎた負担割合証は使えません。

## 高額介護サービス費について（共通）

介護保険を利用し、料金表の③または④（※）の額が、同じ月に一定の上限を超えたとき、申請をすると「高額介護サービス費」として払い戻される制度があります。

これは、国の制度に基づき各市町村が実施するもので、個人の所得や世帯の所得に対して上限が異なります。

対象となる方	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯には年間上限額（446,400円）を設定	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

## 短期入所生活介護 料金表

特別養護老人ホーム 弥栄園

(介護給付費によるサービス 日額 単位円)

利用者の要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス内容 従来型(個室) 単位数		併設短期生活Ⅰ 1 579	併設短期生活Ⅰ 2 646	併設短期生活Ⅰ 3 714	併設短期生活Ⅰ 4 781	併設短期生活Ⅰ 5 846
①	サービス利用料金	5,981	6,673	7,375	8,067	8,739
②	介護保険 給付金額	9割	5,382	6,005	6,637	7,260
		8割	4,784	5,338	5,900	6,453
③	利用料負担 (①-②)	1割	598	668	738	807
		2割	1,197	1,335	1,475	1,614
サービス内容 従来型(多床室) 単位数		併設短期生活Ⅱ 1 599	併設短期生活Ⅱ 2 666	併設短期生活Ⅱ 3 734	併設短期生活Ⅱ 4 801	併設短期生活Ⅱ 5 866
①	サービス利用料金	6,187	6,879	7,582	8,274	8,945
②	介護保険 給付金額	9割	5,568	6,191	6,823	7,446
		8割	4,949	5,503	6,065	6,619
③	利用料負担 (①-②)	1割	619	688	759	828
		2割	1,238	1,376	1,517	1,655

(加算関係の負担額・加算の内容について 日額 単位円)

サービスの内容		個別機能訓練 体制加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	看護体制加算 (Ⅱ)	医療連携強化 加算	緊急短期入所受入 加算	送迎加算
単位数		12	18	8	58	90	184
①	サービス利用料金	123	185	82	599	929	1,900
②	介護保険 給付金額	9割	110	166	539	836	1,710
		8割	98	148	479	743	1,520
③	利用料負担 (①-②)	1割	13	19	60	93	190
		2割	25	37	17	120	380

## 介護予防短期入所生活介護 料金表

(介護給付費によるサービス 日額 単位円)

利用者の要介護度		要支援 1	要支援 2
サービス内容 従来型(個室) 単位数		併設短期生活Ⅰ 1 433	併設短期生活Ⅰ 2 538
①	サービス利用料金	4,472	5,557
②	介護保険給付金額	9割	4,024
		8割	3,577
③	利用料負担(①-②)	1割	448
		2割	895
サービス内容 従来型(多床室) 単位数		併設短期生活Ⅱ 1 438	併設短期生活Ⅱ 2 539
①	サービス利用料金	4,524	5,567
②	介護保険給付金額	9割	4,071
		8割	3,619
③	利用料負担(①-②)	1割	453
		2割	905

(加算関係の負担額・加算の内容について 日額 単位円)

サービスの内容		個別機能訓練 体制加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	送迎加算
単位数		12	18	184
①	サービス利用料金	123	185	1,900
②	介護保険給付金額	9割	110	1,710
		8割	98	1,520
③	利用料負担(①-②)	1割	13	190
		2割	25	380

※1日当たりの食事費用／1,380円(第4段階以上)

※1日当たりの居室費用(従来型)／多床室1,070円・個室1,150円(第4段階以上)

※当事業所は、**介護職員処遇改善加算Ⅰ**を算定しています。

平成29年 4月 1日改定